

工期の延長変更の対象となる猛暑日等に対するQ&A

06.08.22追加

No.	質 問	回 答
1	猛暑日等とは？ 暑さ指数(WBGT値31以上)でないと対象にならないか。	猛暑日(日最高気温35° C以上)、暑さ指数(WBGT)28以上、熱中症アラート発令時等を参考にし、個々の現場条件、施工内容により、受発注者の協議により設定してください。
2	猛暑日等の場合、必ず休工にしなければならないか。	休工は必須ではありません。また、熱中症対策を十分に講じた上で、施工を行う場合には協議は不要です。
3	天気予報等で休止の判断をした日が、実際は猛暑日ではなかったが、予定通り休止した場合であっても工期の延長は可能か。	工期延長は可能ですが、予め受発注者間で協議してください。
4	猛暑日等と判断した日に1日休止せず、気温の高い時間帯を避け、早朝や夜間の一部で作業を実施することは可能か。	可能ですが、施工時間を変更することによる時間外割増等は変更対象となりません。
5	一日休工ではなく、作業時間を短縮した場合、工期延長の対象か。	休工した時間を日数換算し、工期延長をすることが可能です。 (例:3時間休工×10日間=30時間÷4日間相当)
6	週休2日対象工事の場合、猛暑日等により現場を休止した日は現場閉所日になるのか。	1日休止した場合には現場閉所日になります。
7	猛暑日等により現場を休止した場合の仮設材(敷鉄板、排水ポンプ等)の供用日数の考え方は？	日当作業量等、歩掛と著しく乖離する場合は協議の上設計変更の対象とします。
8	工期延期に伴い、年度内に工期が完了しない場合は、繰越を認められるか。	繰越理由にはなりません。
9	8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数を確認できるサイトはないか？	「(一財)建設物価調査会」HPにて「猛暑日日数確認サイト」が公開されているため、参考にしてください。
10	工期延長について、受注者から請求があった場合には必ず変更をするのか。	NO.1を参考に受発注者間で協議の上、妥当と判断した場合に限り、 工期変更の対象としてください。